

一般国道417号(徳山バイパス)改築工事(岐阜県揖斐郡藤橋村大字開田字ホキ山地内から同郡藤橋村大字塚字塚奥山地内までの間)及びこれに伴う附帯工事並びに県道藤橋根尾線改築工事(岐阜県揖斐郡藤橋村大字徳山字フツコ地内から同郡藤橋村大字徳山字白谷地内までの間)及びこれに伴う附帯工事に関する事業認定理由

平成15年1月30日に岐阜県より申請のあった一般国道417号(徳山バイパス)改築工事(岐阜県揖斐郡藤橋村大字開田字ホキ山地内から同郡藤橋村大字塚字塚奥山地内までの間)及びこれに伴う附帯工事並びに県道藤橋根尾線改築工事(岐阜県揖斐郡藤橋村大字徳山字フツコ地内から同郡藤橋村大字徳山字白谷地内までの間)及びこれに伴う附帯工事(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業のうち一般国道417号(徳山バイパス)改築工事(以下「本件国道事業」という。)及び県道藤橋根尾線改築工事(以下「本件県道事業」という。)は、土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条第1号に掲げる「道路法(昭和27年法律第180号)による道路」に関する事業であり、また、本件国道事業及び本件県道事業に伴う附帯工事は、本件国道事業及び本件県道事業の施行に必要な進入路を設置する工事であり、同条第35号に掲げる「前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路」に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

一般国道417号は、道路法の一部を改正する法律(昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。)による改正前の道路法の規定により二級国道とされていたものであり、本件国道事業は、改正法附則第3項の規定に基づく一般国道の改築工事であると認められることから、岐阜県は、本件国道事業を施行する権能を有すると認められる。

また、県道藤橋根尾線は、道路法第7条の規定により岐阜県知事が岐阜県道に認定した路線であり、岐阜県は、同法第15条の規定により同路線の道路管理者であることから、本件県道事業を施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第4級の規格に基づき2車線の道路を建設する工事等である。

本件国道事業区間に対応する一般国道417号及び本件県道事業区間に対応する県道藤橋根尾線の各現道の状況は、急峻な山岳道路で急カーブが多く、道路幅員が約2.5m～約4.0mの狭小な1車線道路であるため、車両の交互交通に支障を来している。また、これらの現道には、水資源開発公団が施行する徳山ダム建設事業により水没する区間があるため、徳山ダムの試験湛水が開始されると車両の通行ができなくなってしまう。本件事業の施行により、狭小な道路幅員及び急カーブが解消されることから、走行時間及び走行距離の短縮を図ることができ、また、徳山ダム建設事業により水没する現道の機能を回復することができる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 申請事業の施行により失われる利益について

一方、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び岐阜県環境影響評価条例（平成7年条例第10号）の対象事業になっていないが、本件事業の施行により失われる利益として、工事期間中及び道路供用後の騒音・振動・大気汚染に起因する周辺的生活環境及び希少猛禽類等の生息に影響を与える可能性が考えられるが、本件事業は民家等がほとんどない山間部で施行されるため、生活環境への影響は極めて小さいと考えられる。また、本件事業の施行にあたっては、鳥類の専門家からなる「徳山ダムワシタカ類研究会」（平成8年に水資源開発公団が設立）の指導・助言を得て希少猛禽類の調査を実施し、その行動圏を把握したうえで道路のルート及び線形を考慮したり、トンネルを長くして地形改変を少なくするなど、生息・繁殖に与える影響を極力小さくするような計画にするとともに、工事実施にあたっては繁殖状況に応じて工程を調整し、低振動・低騒音機械を使用したり、工事車両の速度を厳守すること等により騒音・振動を抑制する等の対策をとっている。このような取り組みに対し、徳山ダムの建設にあたって揖斐川上流流域全体として調和のとれた自然環境を保全するため、総合的な観点から必要な指導・助言を行うことを目的として水資源開発公団が設立した「徳山ダム環境保全対策委員会」（平成12年、8名の学識経験者により構成）は、本件事業について、ワシタカ類を含む自然環境という面から最大限の配慮がなされているものであると評価した。

以上のように、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 代替案の比較について

本件国道事業は、岐阜県揖斐郡藤橋村大字鶴見字島川ラ地内を起点とし、揖斐川右岸沿いを上流方向に進み、同村大字開田字ホキ山地内において徳山ダムのダム湖予定地（以下「ダム湖」という。）の左岸側に渡河し、その後はダム湖の左岸側を通過して同村大字塚字塚奥山地内に至る延長18,800mのルートであ

り、また、本件県道事業は、同村大字徳山字フツコ地内における一般国道417号（徳山バイパス）との接続点を起点とし、同村大字徳山字白谷地内で現県道と接続する地点を終点とする延長1,350mのルートであるが、一般国道417号及び県道藤橋根尾線の各改築ルートについては、この申請案のほか、

一般国道417号については、申請案の起点から岐阜県揖斐郡藤橋村大字開田字ホキ山地内までは申請案と同ルートで進み、同地内からダム湖の右岸側を通過し、申請案の終点付近でダム湖の左岸側に渡河し、申請案の終点に至る延長18,240mのルートであり、県道藤橋根尾線については、同村大字開田字ホキ山地内における一般国道417号との接続点を起点とし、同地内でダム湖を揖斐川左岸側に渡河し、さらに白谷川のダム湖を渡河して同村大字徳山字白谷地内で現県道と接続する地点を終点とする延長1,980mのルート（右岸ルート案）

一般国道417号については、申請案の起点から岐阜県揖斐郡藤橋村大字鶴見字大津瀬地内までは申請案及び右岸ルート案と同ルートで進み、同地内から申請案及び右岸ルート案と分岐して北東方向に直進し、徳山ダムのダムサイトの下流側で揖斐川を左岸側に渡河し、ダム湖の左岸側を通過し、さらに白谷川のダム湖を渡河し、同村大字徳山字フツコ地内からは申請案と同ルートでダム湖の左岸側を進み、申請案の終点に至る延長20,330mのルートであり、県道藤橋根尾線については、同村大字徳山字白谷地内における一般国道417号との接続点を起点とし、同地内で現県道と接続する地点を終点とする延長130mのルート（左岸ルート案）

という案が考えられる。

申請案、右岸ルート案及び左岸ルート案の3案について総合的に比較すると、自然環境への影響及び地質については、申請案及び右岸ルート案が左岸ルート案よりも優れており、また、右岸ルートは一部北向き斜面を通過する区間があるため路面が凍結しやすく雪解けしにくいことから車両通行の安全性及び道路の維持管理について他の2案よりも劣る。さらに、申請案は全線にわたって工事用車両が通行できる一般国道417号及び県道藤橋根尾線の現道を利用して工事に着手できることから、施工性において他の2案よりも優っている。以上のように、一般国道417号及び県道藤橋根尾線のルートは、自然環境的条件、技術的条件及び経済的条件において申請案が最も適切であると認められる。

（4）比較衡量

（1）で述べた得られる公共の利益と（2）で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、（3）で述べたように、本件事業のルートは他の代替ルートと比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 申請事業を早期に施行する必要性

水資源開発公団法（昭和36年法律第218号）第20条第1項の規定に基づき昭和51年9月28日に水資源開発公団が作成し、同月30日に建設大臣の認可を受け、その後平成10年1月8日に建設大臣の変更認可を受けた「徳山ダム建設事業に関する事業実施計画」において、徳山ダムは平成19年度に完成する予定とされている。ダムの建設工事が完了すると通常の管理に移行する前にその安全性を確認する目的で試験的に水を貯める「試験湛水」が行われるが、徳山ダムの場合は平成18年度に行うこととされているため、試験湛水開始以降、一般国道417号は岐阜県揖斐郡藤橋村大字開田字ホキ山地内から同村大字塚字塚奥山地内までの約14.2km、県道藤橋根尾線は同村大字徳山字村平地内から同村大字徳山字白谷地内までの約5.4kmについて通行不能になり、従来の機能を果たすことができなくなることから、本件事業は早急に施行する必要があるものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

また、本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等の規格に基づき必要な範囲にとどめられていると認められる。さらに、収用の範囲は本件事業により半永久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられており、その余の部分は使用としていることから、収用又は使用の別については合理的であると認められる。

(3) 土地を収用し、又は使用する公益上の必要性

以上のような状況にかんがみれば、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。